みいけ主婦会

※原稿送り先＝大牟田市不知火町2丁目　三池炭鉱主婦会
※電話で知らせるとき＝市内3033・7140　炭鉱474・528
※責任者＝文教部長　下川勢子

固い決意をみせ
主婦会の交流座談会すすむ

主婦会では九月二十日からいつせいに交流座談会をはじめました。この座談会は主婦会が去る九月十二日にひらいた評議員会できめた当面の方針のなかでとりあげた一つで、組織の整備、点検とあわせて不動の態勢がためをおこなうためのの意志統一をはかるためです。

座談会は二十日から二十五日までに社宅関係全分会、つづいて二十七日から二十九日まで外来全分会を終了することになっています。

とくにこんどの座談会では、いままでの役員の側からする一方的な情宣に主力をおくのではなく、会員の方たちから意見や要望などを発表に出してもらい、全分会の座談会が終ったあとで、執行部がこれを集約してこんどの方針の貴重な資料とする面にも、意志統一と同時に大きな期待がかけられています。

このためにも座談会は分会単位でなく、一つの分会を何班にも分けて小きざみに分けてひらき、形式的なことを避けてみんながそれぞれ思いつき合わせての実の入った座談会がつづけられています。

自信に満ちた態度

各分会での座談会は意見が活ぱつに出る組、そうでない組といろいろありますが、組織問題、内職などについてはどの場所でも真剣な質問、意見が続出していました。

また、とくに感じられたのは「もう私たちはハラがしっかりきまっています。いまさら何もいうことはありません」と自信をもって静かに情宣を聞きいっている主婦たちの多いことです。

固い決意みなぎる

こうして座談会は連日つづけられ意志の統一がはかられていますがこんどのきびしいたたかいにそなえて、主婦の決意は夫とともに差別や生活に負けず、労働者の誇りをあくまでもすてず、子供たちのためにも絶対まけないぞと、かたい決意がみなぎっています。

玉名地評の仲間たちと
法廷闘争で共闘

三川鉱事件をめぐっておこなわれた緑ガ丘社宅での主婦の抗議行動にたいして、官憲が三十四名の主婦に不当な弾圧を加えてきた問題の公判は、いま玉名地裁ですすめられている。

去る九月四、五、六日の三日間つづいてひらかれた裁判には、連日主婦会から多数の傍聴者をだして裁判闘争をすすめたが、この傍聴券をめぐって玉名地評の仲間との共闘が結ばれた。

九月四日から三日間にわたってひらかれた玉名地裁での公判にたいして、主婦会では多量の傍聴参加を計画していた。ところが、裁判傍聴者は先着順に入廷させるということが裁判所からいわれていたことが徹底していなかった。そのため第一日目の三日に傍聴者が裁判所に出向いたときは、すでに第二組合関係の傍聴者四十三名が先着し、傍聴制限数が六十名であるので、主婦会では十七名しか入廷することができなかった。

その日の裁判で多数の傍聴者を得て勢いづいた第二組合の証人らは総評弁護団の「事件当日、主婦会員が涙を流して抗議をしているのをみて、どのように感じたか…」という質問にたいして、「泣くのは本人の勝手である」といった不見識な証言をするありさまで、すくない主婦会員の心を痛めつけた。

そこで主婦会員はその日の夕方玉名地評でひらかれていた「政暴法反対の学習会」の席上にのぞみ、裁判闘争の実情を訴え、傍聴券獲得についての協力をお願いした。玉名地評の仲間たちは「法廷闘争に協力することは三池闘争を共に闘った労働者としての責任である」と心よくうけとめ、積極的な協力に立ち上つてくれた。

そして第二日目の公判日には玉名地評の仲間たちが、出勤前に朝早くから裁判所にならび、主婦会の傍聴者が到着したときは約五十名がならんでいた。そしてその日は六十名全員が主婦会の傍聴者で占めることとなったその結果、その後の傍聴については、裁判所が仲介にはいって第二組合と話し合うことになり、三池労組四十名、第二組合二十名の傍聴で傍聴することになった。主婦会では玉名地評の仲間たちの力強い共闘に感謝し、今後一層の連帯強化による裁判の勝利を期している。

× ×

馬渡分会での交流座談会（集会所で）

△主婦メモ▽
食欲の秋と健康

▽秋は食べることに関係の深い季節です。天高く馬肥ゆる秋、とばかり過食、過飲のため肥り過ぎる人がますますふえるようです。

〃肥えることが健康である〃という考えは間違いです。過食すると体に余分な脂肪がたまり、動脈硬化の原因になり、また糖尿病や高血圧の症状を進行させる結果ともなります。身長から一〇五をひいた数にキログラムをつけたのが、標準の体重です。その一〇％以上あれば肥り過ぎです。暴飲暴食をつつしみ、標準体重を保ちながら健康な秋をおくりましょう。

▽夏やせのまま九月の末近くになっても体重が夏以前の状態に回復しないときは、早急に精密検査を受けるようにしましょう。夏やせのためではなく、何かの病気が潜在しているための食欲減退、体重減少と考えられるからです。また油っこいものを食べたあと、ひどい胃けいれんをよくおこす人はたいてい胆石症の発作によるものです。検診がぜひ必要です。

▽秋はまた行楽の季節です。食品にたいする注意も夏ほどではなく、そのため秋になっても赤痢その他の胃化器系伝染病のほかに注意しなければならないのは食中毒です。運動会やハイキングに、油交しておべんとうをよく持参しますが、そういうおべんとうの中には食中毒をおこす原因になる食品がまじっていることが多いので注意してください。食べてすぐ腹痛はき気を訴えるようなときは食中毒に間違いありませんから、すぐ医師の診断を―。

▽あらゆるスポーツがさかんな季節ですが、スポーツは体をきたえるのが目的です。自分の体力以上のスポーツをすることは、かえって健康を害します。そのスポーツにたえられるかどうかを主治医に相談するぐらいの気の配りも必要でしょう。

▽行楽や遠足にバス利用が多くなりましたが、乗り物に酔うからといってせっかくの計画に参加しないのはよくありません。乗り物酔いは精神的なものが主因です。自信を持たせるために手近なところで車に乗せてみて、医師の指導を受けることです。

盛大に母親大会報告会

第七回日本母親大会報告会が去る九月十七日午後一時から大牟田市民会館でひらかれました。

この報告大会には主婦会が約四〇〇名が参加したほか、母と女教師の会、自労婦人部、教組婦人部、子供を守る会、くらしの会、平和婦人新聞、民青、東民、市職、三池炭鉱の主婦会などから全部で一、五〇〇名が集まりました。

八月の二十日、二十一日にひらかれた第七回母親大会に大牟田地区から二十三名が参加したので、この日の報告大会ではその代表から「安保体制下の子供の教育」「誰でも高校に入れるように」「社会保障」「人権と差別」「母親運動のすすめ方」「新安保と生活」「小児マヒの問題」について詳しい報告がなされました。

主婦会関係では、三池主婦会代表として大会に出席した久保さん（三川支部長）が「人権と差別」、森さん（宮浦支部長）が「新安保と生活」、平和婦人しんぶんから出席した野崎さん（宮浦支部大砂分会長）が「母親運動のすすめ方」についてそれぞれ報告をしました。

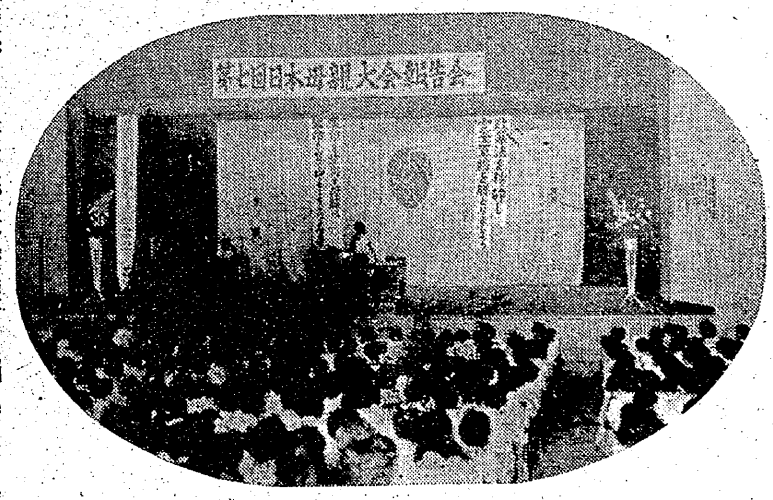

市民会館での母親大会報告会

核兵器反対で座り込み

ロンドンで千三百人逮捕

十七日ロンドンでイギリスの核兵器装備に反対する百人委員会主催の大がかりな座り込みデモが行なわれた。百人委員会を率いるバートランド・ラッセル卿は当日獄中にあったが、デモには非核武装運動の指導者コリンズ牧師、劇作家ジョン・オスボーン、新進女流作家シエラ・デラニー、女優バネッサ・レッドグレーブさんらの著名人をはじめ、一般民衆一万三千人がデモ禁止令をけって参加した。

デモは七時間以上にわたってつづき、十八日早朝までトラファルガー広場にとどまったが、ロンドン警視庁は座り込みを行なった千三百人以上を逮捕した。

政暴法と婦人
人間憎悪でなく人間尊重を

評論家　丸岡秀子

この前の国会で、あれだけの批判を浴び、とうとう参議院で継続審議になった政治的暴力行為防止法案が、こんどの臨時国会でいよいよ決戦段階を迎えることになりました。

この法案の処罰の対象になっているのは、殺人、傷害、逮捕監禁、器物破壊、強奪、殺人の教唆・予備・陰謀・扇動などに加えて総理大臣官邸、会期中の国会に侵入する行為などとなっています。実はわたしどもにもどうしても解らないのですが、殺人傷害やその教唆また強奪や器物破壊などは、明らかな犯罪として、これまでの法律でもきびしく処罰しています。

その動機が政治的であろうと、社会的であろうと、また家庭内の原因からであろうと、殺人そのものの事実としての犯罪によって処罰されているわけです。それなのに、どうしてこのような特別の法律が要るのでしょうか。

また、この法案が計画されたのは、岸さん、河上さん、浅沼さん鳴中事件などの一連の右翼系テロによってひき起こされた殺人傷害事件を直接の動機にしています。それならば、その方面の監視や取り締まりをきびしくしたらいいと思いますが、この法案は、デモ、ストライキ、団体交渉などの大衆行動を規制することがほんとうのねらいのような気がします。そうでなければ、わざわざ、総理大臣官邸や国会へのデモに対する規制措置と見られるような項目をとくに入れるはずはありませんし、またこれまで労働運動や大衆行動がそのような名目で処罰された強奪、器物破壊、監禁等まで対象をおし広げる必要もありません。デモやストライキにも行き過ぎはあります。感情が高揚している最中の行動であってみれば行き過ぎは避けられない場合も多いと思います。

それならば、その行き過ぎを規制する法律や条例はあるはずですし、軍事、これまでも取り締まられています。しかも、デモやストライキの行き過ぎばかりか、取り締まる側の行き過ぎだってあるくらいです。それなのにどうしてわざわざ新しい特別な法律をつくらなければならないのでしょうか。

このことも、わたしどもにとって解らないことの一つです。

また、全文三十条と付則から成るこの法案は、この間の通常国会で六項目の修正をおこなったということですが、その中の一つに、「第四条　政治上の主義・もしくは施策、または政治的信条を推進し、支持し、または、それに反対する目的をもって」という項目があります。この項目は、初めの案では、「思想上の主義、もしくは施策……」というように「政治」でなくて「思想」という言葉が使われており、それが「政治」という言葉に修正されたのだということです。

この修正の経過からみると、この案の立案作成者の意図はつきり解るような気がします。

戦前の治安維持法が〃特定の思想〃というものを目のかたきにして、超国家主義思想以外の民主主義、自由主義、社会主義、共産主義など自分に反対したり、都合の悪い思想を全部否定し、弾圧しそれこそ自分の「特定思想」だけを法律の力で強行しようとしたあの暗黒時代のことを、わたしたちは悪夢のように思い出さないわけにはいきません。しかも、このことの辿ち行く先きは権力争いに破れたものは、どんな〃超国家主義〃者さえ追放されてしまうような底無しの派閥抗争でさえありました。

ふたたびこんな事態に、日本を追いこむことは、だれであっても許されないことです。

五年間の時限法といいますが、それを引きのばすことは権力者にとってはたやすいことですし、そうでないという保証はどこにもありません。むしろ、保証となるのは、わたしたちの過去の経験だといえないでしょうか。

わたしたちにとって、憲法は人間憎悪でなく、人間尊重を謳っていると思います。政暴法はその立場からもやめてほしいと思います。

カンパ金

▽八月二十八日
九州炭労職員労働組合

▽八月三十一日
福岡市東長州二〇六全電通労組
福岡県支部

▽九月二日
全九州電力労組

▽九月五日
川崎市宿河原二一八六柏俣操、東京都中央区日本橋通り東亜燃料工業労組、東京都世田谷区祖師谷二丁目労働科学研究所三池を守る会

▽九月九日
名古屋市中村局区内五反城町六の三三梶浦文江

▽九月十九日
茨城県水戸市藤沢小路県労組連盟、福岡市上小山町日動火災海上日動福岡三池を守る会

▽九月二十一日
東京都千代田区丸の内住友石炭鉱業吉田明子（真実を瞳める会）

激電

○激しい敵の攻撃と勇敢に闘う三池の労働者、家族の団結で勝利の展望を切り開こう。合理化差別反対、皆さんに働らく者の連帯を送ります。やがて来る日のために統一決起集会万歳。
三池を守る会東京協議会

○美唄企反に対する三鉱連の統一闘争体制の確立に対し、全組合員、家族の衷心よりの感謝を伝え、企業内労働者階級の連帯に満腔の敬意と信頼のあいさつをおくる。われら一、一五七名解雇と企業分離撤回をはかり、保安を確保するため、最後まで闘い抜くことを誓う。
三井美唄全山総決起大会

○あくなき差別と切り崩しに抗し立ちあがる三池労組がんばれ。
吉田浩晴

炭鉱労働者を守る会

総評幹事会は十七日ひらかれたが、さきに開かれた評議員会できまった秋季年末闘争方針のなかの「炭鉱労働者を守る会」の組織化の具体化について協議しました。

そして、会長に総評議長、副会長に中立労連代表、事務局長に総評事務局長をあてることをきめました。

なお、この「炭鉱労働者を守る会」は、十一月にひらかれる予定の総評臨時大会で正式に発足することになっています。

× ×